

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	富士市 健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和7年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	健康増進に関する事務	
②事務の概要	健康増進法に基づく健康診査(生活保護対象者等)、各種がん検診事業を行う。 住民記録情報等により対象者を抽出し、健康診査受診券等を作成、交付する。 システムに健(検)診結果を登録し、管理を行う。 具体的には、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・健(検)診対象者の抽出 ・健康診査受診券等の交付及び再交付 ・健(検)診結果(精密検査を含む)の登録 ・健(検)診結果(精密検査を含む)の照会 ・健(検)診未受診者への勧奨 ・その他上記に関連する業務	
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
健康診査・がん検診ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第111の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第139の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健部健康政策課	
②所属長の役職名	健康政策課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	富士市保健部健康政策課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-9023	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	富士市保健部健康政策課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-9023	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号を含む書類やデータを扱う際は、複数人によるダブルチェックを行い、事務取扱者対し、定期的に情報セキュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の定着と意識啓発を図っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	健康対策課長 船村 安英	健康対策課長 稲葉 清美	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	部署	保健部健康対策課	保健部健康政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成30年4月1日	所属長	健康対策課長 稲葉 清美	健康政策課長 渡辺 弘子	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	請求先	富士市保健部健康対策課	富士市保健部健康政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成30年4月1日	連絡先	富士市保健部健康対策課	富士市保健部健康政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年2月8日	Ⅳリスク対策		追加	事後	
平成31年2月8日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康政策課長 渡辺 弘子	健康政策課長	事後	
平成31年4月1日	所属長	健康政策課長 渡辺 弘子	健康政策課長 渡辺 浩仁	事後	人事異動に伴う変更
令和2年12月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年11月30日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年11月30日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和4年3月7日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	実施しない	実施する	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連		(情報照会の根拠) ・番号利用法 第19条第8号 別表第二 102の2	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和4年3月7日時点	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和4年3月7日時点	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)[○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手)[]接続しない(提供)	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事前	法改正に伴う変更
令和7年4月1日	Ⅰ-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一 76の項 番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	番号法第9条第1項 別表 第111の項	事後	
令和7年4月1日	Ⅰ-4-②	(情報照会の根拠) ・番号利用法 第19条第8号 別表第二 102の2の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 (情報提供の根拠) ・番号利用法 第19条第8号 別表第二 102の2の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第139の項	事後	
令和7年4月1日	Ⅳリスク対策8.入手を介在させる作業		十分である	事後	様式変更に伴う追記